

## 第39回岐阜地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

令和5年7月14日（金）午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 開催場所

岐阜地方裁判所大会議室

### 3 議題

若年層に対する裁判員制度広報について

### 4 出席者等

#### (1) 地裁委員会委員

五十川誠、岡本敏美、近藤義仁、斎藤孝、清水博之、志水美和子、鈴木正弘、谷村政彦、福井康博、村瀬賢裕、森裕之、山下真史（五十音順、敬称略）

#### (2) 説明者

裁判員調整官、総務課庶務係長

#### (3) 地裁委員会事務担当者

事務局長、事務局次長、総務課長、総務課課長補佐

### 5 議事

#### (1) 新委員の紹介

（新委員）谷村政彦、村瀬賢裕、山下真史

#### (2) 委員長挨拶

#### (3) 前回の委員会の振り返り

総務課長から前回の岐阜地方裁判所委員会（議題「デジタル化に伴う職場の現状と今後の展望について」）を踏まえ、裁判所のデジタル化の取組の一例を紹介した。

#### (4) 議題についての意見交換

裁判員調整官から裁判員の職務等について説明をし、続いて、総務課庶務係長から若年層向けの裁判員制度広報活動について説明した。引き続き質疑応答及び意見交換を行った（要旨は別紙のとおり）。

6 次回期日

令和6年2月9日（金）午後1時30分

7 次回の意見交換の主なテーマについて

未定

(別紙)

## 意見交換の要旨

(以下、発言者は、委員長：●、委員：○と表示)

### 1 裁判所からの説明に関する質疑応答

#### 【裁判員の職務等について】

- 裁判員の職務等についての説明に関して、不明な点や質問があれば伺いたい。
- 裁判員に選任されたことを職場に隠して仕事を休むようなケースはあるのか。  
例えば、小学校の先生が生徒たちに裁判員になったことを内緒にしたいという場合、一身上の都合で休みますという形で伝えるのか。
- 裁判員になられた方の職場での対応については、裁判所で把握しているものではない。裁判員本人の判断に任されているため、職場に伝えないという方もいる可能性はある。
- 18歳、19歳という若年層が裁判員として参加することにどのような意義があるのか。法律の問題かもしれないがその点について教えてほしい。
- 18歳、19歳であっても成人として一定の判断ができるという扱いがされている。主権者教育という面もある。また、事件によっては若年層だからこそ気付く点もあるのではないだろうか。年齢に関係なくそれぞれの社会経験を踏まえて裁判員裁判に参加してもらうことに意義があると考えている。
- 裁判員制度は、裁判員に特殊な経験を持ち込んでほしいという趣旨ではなく、一般的な感覚を持ち込んでほしいということで始まった制度である。参加するために特別な経験は必要なく、一般人としての感覚を持っていれば、18歳、19歳でも参加できるものと考えている。

#### 【若年層向けの裁判員制度広報活動について】

- 若年層向けの裁判員制度広報活動に関して、裁判所から説明した当庁の広報活動の現状や今後の予定の説明を聞いた感想や質問を伺いたい。

- 子供の頃から社会の仕組みを考える機会を提供することは重要である。小学校、中学校、高等学校に対する裁判員制度広報活動は積極的に行うべきである。
- 若年層に裁判員の辞退者が多いようであれば、もっと若年層に向けて広報すべきだと思う。また、法廷見学や夏休みの広報企画については、あらかじめ具体的な目標を定めて行い、実施結果や改善点等を検討して、より効果的な広報活動を行うべきである。
- 広報の手段としてウェブサイトを利用しているとのことだが、学生の関心を引くウェブサイトでなければ、そもそもアクセスしないと思う。裁判所のウェブサイトは人気が高いのであろうか。若年層に効果的な広報をするのであれば、裁判所の職員が学校に行って学生の前で話す方が効果的だと思う。

## 2 意見交換

- 各職場における若年層を対象とした広報活動の実情を御紹介いただきたい。また、裁判所の若年層向け広報活動に対する改善、工夫点などがあれば、併せてお尋ねしたい。
- 法律問題に興味を持つ若年層は少ないため、所属する団体では学校教育の社会科の授業の中でいかに宣伝をするかを考え、県の教育委員会に連絡を取って、社会科目の先生の集まりで説明をしたり、法教育の教科書のようなものを作成したりして学校の授業の中で説明してもらえるよう働きかけを行った。また、大学の法学部と協力して毎年ジュニアロースクールとして興味がある人を集めて模擬裁判を行っている。高校生向けには、裁判所にも協力してもらい、全国模擬裁判選手権という全国大会を開催している。
- 根本的に法曹人口自体の減少が進んでおり、組織として危機感を持っている。所属する団体では、司法に興味を持ってもらうため、小中学校に出前教室を行っている。内容は、10分程度の広報ビデオを見てもらった上、小学校であれば、模擬裁判のシナリオに基づいて実際に体験をしてもらっている。

- 中学校までであれば、P T Aを介して法曹の仕事を紹介した経験があるので、そういったアプローチの仕方もある。
- 大学では裁判員制度を説明するような取組はあるのか伺いたい。
- 当大学では、裁判員裁判を紹介することは特に行っていないが、昨年私の授業で民事調停制度100周年の広報活動の一環として、裁判所の職員から調停制度の説明をしてもらった。その時はウェブで行ったが、先ほどの話にあったように、実際に教室に来てもらった方が学生も興味を持つと思う。
- 法学の授業を法学部以外の学生に行うことがあるが、その際に具体例や実体験を交えて話をするようにしている。教育学部の学生であれば、学校のスポーツ事故など実際にあった話をする、多くの学生が感想で面白いと言ってくれる。具体的に分かりやすい話をすれば、それをきっかけに興味を持ってくれると思う。大学のカリキュラムについては、担当する教員に委ねられているので、その教員に直接アプローチするのが現実的と考える。
- 広報活動については、興味関心を持ってもらわないといくら発信しても受け止めてもらえないというところがあるので、いかに自分に関係があることとして捉えてもらえるかが重要と考える。自分と同世代の人が裁判員を経験しているということアピールするために、裁判員経験者の意見交換会は効果があると思う。また、世間の注目を集めている事件を出前講座等の広報活動の中で話題として取り上げると、興味を持ってもらえると思う。
- 現在、電話による相談に加えて、メール相談を積極的に活用する取組を行っているが、電話よりも若者には好まれるのではないかと考えている。
- 現状として、裁判員制度に関する休暇に対しては前向きに取り組んでいる企業も多いと感じている。若年層に対する広報活動という点では、当団体も出前授業で年金や社会保障等の基本的なことを小学6年生に教えている。若い世代に教える機会を設けることは重要と考えている。

- 当団体でも子供や若者向けの授業を年に一、二回行っている。まちづくり実行委員会の活動として、高校生や大学生を集めて実行委員会を作り、イベントを行っている。小学校にはチラシを配り先生に説明してもらっている。SNS等を活用する場合は、アクセス数を分析することができるので、その結果を踏まえ、対象に合わせた媒体を使うことが大切だと思う。それに、広報の対象とする年齢層に近い方々の意見を取り入れていくことが必要である。
- 本日の議論の中で委員の皆さまから出していただいた貴重な御意見については、今後の当庁における若年層向けの裁判員裁判制度広報の参考にさせていただきたい。